

# 特定目的世帯

区分	条件(年齢等は、基準日【受付期間の最終日】現在)	二次審査時の必要書類
(母子世帯・父子世帯) ひとり親世帯	<p>次の1、2ともに該当する世帯 ただし、世帯内に、申込者及び児童以外の親族がいる場合も「ひとり親世帯」に該当する場合がありますので、ご相談ください。</p> <p>1 申込者が配偶者(内縁関係を含む。)のいない方又はこれに準ずる方(※)であること。 ※ 児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療費補助の対象者、DV被害者など、公的機関による書類によりこれに準ずる状態であると認められる方に限ります。</p> <p>2 現に児童(20歳未満の者(※1))を扶養(※2)し、その児童と同居し、又は同居しようとする方であること。 ※1 学校教育法に規定する学校等(高等学校、大学(大学院を除く。)、高等専門学校、特別支援学校、専修学校)の学生の場合、20歳以上であっても、扶養をしている場合は、「児童」に含みます。 ※2 「児童」の所得金額が58万円以下であることが必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)</li> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・ひとり親家庭等医療費受給者証</li> <li>・DV被害者については、女性相談支援センター長の証明書又は地方裁判所の保護命令決定書</li> <li>・その他左記世帯であることを確認できる公的機関による書類</li> <li>・20歳以上の学生である児童を扶養している場合は、在学証明書又は学生証</li> </ul>
高齢者世帯	<p>次の1、2ともに該当する世帯</p> <p>1 申込者が、60歳以上の方であること。</p> <p>2 現に同居し、又は同居しようとする親族全員が、次のいずれかに該当すること。 (1) 配偶者(内縁関係を含む。) (2) 18歳未満の児童(※上記「ひとり親世帯」の「児童」とは異なります。) (3) 次の「心身障害者世帯」の1～4のいずれかに該当する方 (4) 58歳以上の方</p>	2(3)：各手帳、年金証書
心身障害者世帯	<p>入居しようとする世帯員に、次のいずれかに該当する方がいる世帯</p> <p>1 身体障害者手帳(1級から4級まで)の交付を受けている方 2 戦傷病者手帳(特別項症から第6項症まで又は第1款症)の交付を受けている方 3 療育手帳(A、A、B)又は精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付を受けている方 4 障害基礎年金(1級、2級)又は障害厚生年金(1級、2級)を受給している方</p>	1～3：各手帳 4：年金証書
原爆被爆者世帯	<p>入居しようとする世帯員に、次のいずれかに該当する方がいる世帯</p> <p>1 医療特別手当受給者 2 特別手当受給者 3 原子爆弾小頭症手当受給者 4 健康管理手当受給者</p>	1～4：各手当証書
多子世帯	<p>次の1、2ともに該当する世帯</p> <p>1 入居しようとする世帯員に、18歳未満の児童(※上記「ひとり親世帯」の「児童」とは異なります。)が3人以上いる世帯であること。 2 住戸専用面積が56㎡以上の住宅に入居希望する世帯であること。</p>	
DV被害者世帯	<p>DV被害者で次のいずれかに該当する方がいる世帯</p> <p>1 女性相談支援センター(当該施設から委託を受けた施設を含む。)における一時保護又は女性自立支援施設若しくは母子生活支援施設における保護終了後5年を経過していない方 2 裁判所へ保護命令(接近禁止命令、退去等命令)を申し立てた方で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方 3 配偶者からの暴力を受けていることにつき女性相談支援センター長等から証明を受けた方</p>	<p>1：女性相談支援センター長の証明書 2：地方裁判所の保護命令決定書 3：公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害者申出受理確認書</p>

犯罪被害者等世帯 (DV被害者を除く)	犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者(次のいずれかに該当することが客観的に証明される犯罪被害者等)の世帯 1 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者 (例) ◎殺人、過失致死、業務上過失致死等により勤労者が亡くなった場合 ◎身体を害されたため転職等を余儀なくされた場合 ◎虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合 2 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者 (1) 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者 (例) ◎放火、器物損壊等により住宅が滅失し居住の用をなさなくなった場合 (2) 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者 (例) ◎詐欺等により住宅が奪われた場合 (3) 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者 (例) ◎凄惨な殺害現場の目撃や性犯罪等によりいわゆるPTSDとなった場合 (4) ストーカー行為により居住することができなくなった者又はつきまとい等若しくは位置情報無承諾取得等により、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者	・犯罪被害等申告書(本市所定様式) ・条件に該当することが確認できる書類(医師の診断書、交通事故証明書、罹災証明書など)  ※ 本市から犯罪等の被害状況等について警察に照会を行います。
	引揚者世帯 海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方がいる世帯	永住帰国者証明書
	世帯病 平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯	ハンセン病療養所入所者証明書

## 特定目的単身者

区分	条件(年齢等は、基準日【受付期間の最終日】現在)	二次審査時の必要書類
60歳以上	年齢が60歳以上の方	
心身障害者	次のいずれかに該当する方 1 身体障害者手帳(1級から4級まで)の交付を受けている方 2 戦傷病者手帳(特別項症から第6項症まで又は第1款症)の交付を受けている方 3 療育手帳(A、A、B)又は精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付を受けている方 4 障害基礎年金(1級、2級)又は障害厚生年金(1級、2級)を受給している方	1～3:各手帳  4:年金証書
原爆被爆者	原爆被爆者の医療特別手当又は特別手当を受けている方	各手当証書
DV被害者	DV被害者で次のいずれかに該当する方 1 女性相談支援センター(当該施設から委託を受けた施設を含む。)における一時保護又は女性自立支援施設若しくは母子生活支援施設における保護終了後5年を経過していない方 2 裁判所へ保護命令(接近禁止命令、退去等命令)を申し立てた者で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方 3 配偶者からの暴力を受けていることにつき女性相談支援センター長等から証明を受けた方	1:女性相談支援センター長の証明書 2:地方裁判所の保護命令決定書 3:公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害者申出受理確認書
引揚者	海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方	永住帰国者証明書
ハンセン病	平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方	ハンセン病療養所入所者証明書
犯罪被害者等	犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、特定目的世帯の犯罪被害者等世帯に掲げる項目に該当することが客観的に証明される犯罪被害者等	犯罪被害者等世帯と同じ